

検索エンジンからコンテンツ生成者への変容： Google「AIによる概要 (AI Overviews)」に 関するドイツ裁判所判決の法的・経済的影響と グローバルな波及効果

Gemini 3.1 pro

1. 序論：AI検索技術の進化と「情報の媒介者」からのパラダイムシフト

現代のデジタル情報社会において、検索エンジンは長らくインターネットの中立的な「インフラ」として機能してきた。Googleに代表される検索プロバイダーの基本的なビジネスモデルは、世界中のウェブサイトをクロールしてインデックス化し、ユーザーの検索クエリに対して最適な第三者の情報源へのリンク(ブルーリンク)や抜粋(スニペット)を提示することであった。このモデルにおいて、検索エンジンは情報の「媒介者(仲介者)」に徹しており、それゆえにプラットフォームに流通する第三者のコンテンツに対する法的責任から原則として免除される「セーフハーバー(免責)」の特権を享受してきた¹。

しかし、大規模言語モデル(LLM)と検索拡張生成(RAG: Retrieval-Augmented Generation)技術の飛躍的な進歩により、検索のパラダイムは根本的な変容を遂げつつある。Googleが導入した「AIによる概要 (AI Overviews、ドイツ語: Übersicht mit KI)」は、単にリンクを提示するのではなく、アルゴリズムが複数の情報源をスクレイピングし、それらを統合・要約し、ユーザーに対して直接的な回答を自然言語で生成する機能である³。この技術はユーザーの利便性を劇的に向上させる一方で、システムが事実を誤認したり、存在しない情報を合成したりする「ハルシネーション(幻覚)」を引き起こすという構造的なリスクを抱えている¹。

2026年5月、ドイツのミュンヘン第1地方裁判所(Landgericht München I)において、このAI検索のリスクについて注目すべき仮処分判断が下された。GoogleのAI Overviewsが生成した虚偽の回答について、裁判所はGoogleに直接的な法的責任があることを認め、当該情報の拡散を差し止める仮処分決定を下したのである¹。この決定は、少なくとも本件のように、AIが出典に存在しない虚偽の事実関係を生成し、特定企業の人格権・信用を侵害する場面では、従来の検索エンジン免責が及ばない可能性を示した。

本報告書は、ミュンヘン地方裁判所の判決内容とその法理を詳細に解剖するとともに、同時期にドイツ国内で争われたフランクフルト地方裁判所(競争法上の争点)およびベルリン地方裁判所(商標法上の争点)の関連判例を比較分析する。さらに、メディア産業が直面する「ゼロクリック(Zero-Click)」問題や経済的打撃、そして米国等で頻発しているPerplexity AIなどを対象とした著作権・商標権訴訟との関連性を紐解き、AI検索時代における法的・経済的課題の議論状況を包括的に論じる。

2. ミュンヘン地方裁判所判決の深層：事実認定と直接責任の

法理

2.1 事案の背景とAIの深刻なハルシネーション

本件(事件番号:26 O 869/26)は、ミュンヘンを拠点とする出版社であるVerlagshaus24とその子会社が、Googleを相手取って提起した仮処分命令(Preliminary Injunction)の申し立てに端を発する¹。2026年初頭、ユーザーがGoogle検索においてこれらの出版社の名前とともに「詐欺(scam)」などの特定のキーワードを組み合わせて検索した際、Googleの「AIによる概要」は、両社を悪質な詐欺スキームや疑わしいビジネス慣行に結びつける長文のテキストを生成し、検索結果の最上部に目立つ形で表示した¹。

法廷に提出された証拠によれば、AIが生成した虚偽の主張には以下のような極めて具体的な非難が含まれていた。

- 消費者を騙して気づかぬうちにサブスクリプションを購入させる「サブスクリプションの罠(subscription traps)」を巧妙に運営している¹。
- 実際には行われていない電話に基づき、架空のサービス料金の請求書を消費者に送りつけている¹。
- すでに支払い済みの代金を二重、三重に不当に請求している¹。
- 消費者が代金を支払ったにもかかわらず、デジタルコンテンツのロックを解除せず、サービスを提供していない¹。
- 頻繁に社名やウェブサイトのURLを変更し、消費者や規制当局からの連絡が取れない状態にしている³。

裁判所の認定によれば、これらの疑惑は原告の出版社に対するものではなく、実際にはインターネット上に存在していた「全く別の出版社」に向けられていた批判や消費者からの苦情であった¹。GoogleのAIモデルは、学習データや検索プロセスにおいて、原告企業と無関係の悪徳企業に関する情報を混同したのである⁶。さらに致命的であったのは、AIが引用元として提示したリンク先のどのソースにも、原告と詐欺スキームを結びつける記述は存在していなかった点である。すなわち、AIはリンク先の情報を要約したのではなく、「架空のつながりをゼロから創造(invented connections out of thin air)」してしまったのである⁶。

加えて、AIは単に情報を並列するにとどまらず、「要約」「詐欺に対する警告(レッドフラッグ)」「ユーザー向けの自己防衛のヒント」といった独自の構造を持った回答を作成し、自信に満ちた断定的な口調で原告を「疑わしいビジネス慣行で知られている(known for dubious business practices)」と評した⁶。原告側はGoogleに対して警告状(cease-and-desist letter)を送付したものの、Google側の対応は不十分であり、一部の虚偽主張が継続して表示されたため、法的措置へと踏み切った¹。

検索モデルの進化に伴う法的責任パラダイムの転換

比較次元	従来の検索エンジン Traditional Search	AIによる概要 AI Overviews
出力形態 Output Format	サードパーティのウェブサイトへのリンク提供に留まる	第三者の情報源を評価・統合し、独自の言葉と構造で情報を再構成（独立した新しい声明）
コンテンツの主体 Content Subject	第三者のコンテンツ（外部情報）	Google自身のコンテンツ (eigene Inhalte)
EUデジタルサービス法(DSA)免責 EU DSA Safe Harbor	免責適用（中立的な媒介者としての特権）	免責適用外（独自の声明を作成するため特権は適用されない）
裁判所の分類 Court Classification	間接的妨害行為者 / 中立的な媒介者	⚠ 直接的な妨害行為者（直接の侵害主体 / unmittelbarer Störer）

ミュンヘン第1地方裁判所の判決に基づく、従来型検索モデルとAI生成型検索モデルの法的位置づけの比較。AIによる情報の再構成は、プラットフォームを「媒介者」から「情報発信者（パブリッシャー）」へと変容させた。

Data sources: [Engadget](#), [Bank Info Security](#), [Trending Topics](#), [RA Plutte](#)

2.2 Googleの防衛論理：品質への投資とユーザーの自己責任

この訴訟において、Googleは従来の検索エンジンが依拠してきた法理を用いて激しく防衛を展開した。同社の主張は、プラットフォームの中立性を維持するための伝統的な論理に基づいていた。第一の防衛線は、「品質への投資と例外的なエラー」という主張である。Googleの広報担当者は、「AI Overviewsの品質には深く投資しており、圧倒的多数の回答は正確な情報を提供している。ウェブ上に存在する情報を反映するように設計されている」と述べ、本件はAIの基盤となる仕組みの欠陥ではなく、「特定の狭い範囲におけるエラー（specific and narrow errors）」に過ぎないと主張した¹。すなわち、モデル全体の問題ではなく、局所的なアルゴリズムの誤作動であるという技術的矮小化を図ったのである。

第二の防衛線は、「リンクによる検証可能性とユーザーの自己責任」の強調である。Googleは、AI Overviewsのテキスト内には情報源となる引用元のリンクが提示されている点を挙げた。ユーザーはそれらのリンクをクリックすることで、基となるソース情報がその主張を裏付けているかどうかを自ら検証（fact-check）することができると反論した¹。情報の真偽を確かめる最終的な責任は検索エン

ジンの提供者ではなく、情報を消費するユーザー側にあるという論理である。

第三の防衛線は、「第三者コンテンツの単なる要約」という立ち位置の維持である。Googleは自らを「ユーザーの検索クエリに従って第三者のデータと情報を自動的に表示する検索エンジンを運営しているにすぎない」と定義した。したがって、データ処理の主体としての責任を負うものではなく、AIによる概要に含まれる第三者の情報を自らの情報(own content)として採用しているわけではないと主張した⁵。この論理が認められれば、明白な権利侵害を認識した後に削除を行えば責任を免れる「ノティス・アンド・テイクダウン(Notice and Takedown)」の原則が適用され、損害賠償や事前差し止めの対象にはならないはずであった²。

2.3 裁判所の画期的判断: AI回答は「Google自身の陳述」である

2026年5月28日、ミュンヘン第1地方裁判所はGoogleの主張を退け、原告の仮処分申請を部分的に認める決定を下した(一部の軽微な主張を除く)¹。報道によれば、この仮処分決定はEU全域に効力が及ぶとされており、違反した場合には1件につき最大25万ユーロの罰金、または経営陣に対する最長6ヶ月(合計最長2年)の拘禁刑が科されるとされている²。ただし、Googleはこの判断に不服を示して控訴する方針を明らかにしているため、最終的な判断は上級審に委ねられる。

裁判所の推論の核心は、「AIによる概要は、もはや第三者のコンテンツを単に表示したものではない」という明確な認定にある¹。判決文は、AIが第三者のソースを評価し、情報を組み合わせ、独自の表現と構造を用いて「独立的で、新しく、実質的な陳述(independent, new and substantive statements)」を作成している点を重く見た¹。従来の検索エンジンが提供する「ブルーリンク」や「スニペット」とは異なり、AIは自ら情報を「凝縮(condensation)」させ、新たな文脈とメッセージを紡ぎ出している。裁判所は、検索結果には記載すらされていない架空の主張をAIが捏造した事実を指摘し、これを「被告(Google)自身の発言(defendant's own statements)」と明確に分類した³。

さらに裁判所は、Googleが主張した「ユーザーがリンクを辿って検証できる」という防衛策も退けた。「さらなる調査によってその陳述が反証される可能性があるからといって、原則としてその陳述に対する責任が免除されるわけではない」と判示し、ユーザーに裏付け調査を要求することは、そもそも手軽な概要を提供するAIツールの存在意義そのものを矛盾させるものであると一蹴した¹。また、インターネットを利用する上でAIによる概要機能は「決して不可欠なものではない」とも付言した¹。

結果として、本件の仮処分においてGoogleは「直接侵害者(direct infringer / unmittelbarer Störer)」として認定され、ドイツ民法(BGB)第823条第1項(不法行為責任)および第1004条(妨害排除請求権)に基づく企業的人格権(corporate personality rights)侵害の責任を問われることとなった³。

2.4 企業および個人的人格権侵害リスクの実態

この判断は、企業に対する名誉毀損にとどまらず、個人に対する権利侵害のリスクに関する議論も呼び起こしている。GoogleのAI開発者フォーラムに投稿されたあるユーザーの事例では、AI Overviewsが未削除のバックエンドデータ等から個人の実名とニックネームを紐付け、意図しないプロフィールを自動構築して検索結果に表示したとの報告もある¹⁴。

AIが第三者のデータソースから文脈を無視して個人情報抽出し、それらを再構成して独自の事実を作り出すプロセスは、ミュンヘン判決で問題視された「架空のつながりの創造」と通底している。プラットフォーム側は利用規約等を通じて責任の限定を図っているが、AIが出典に存在しない情報を生成した際に出力側の直接的な責任が問われる方向性が定着すれば、法的なリスクコントロールはより複雑になることが予想される。

3. 既存のプラットフォーム免責法理との衝突

ミュンヘン判決が注目される最大の理由は、数十年にわたってインターネットの成長を支えてきたプラットフォームの免責法理に対し、生成AIという新技術がいかに適合しないかについて、法的な論点を提示した点にある¹⁵。ここでは、欧米の主要な法的枠組みと本判決がもたらした議論について詳述する。

3.1 従来の検索エンジン免責の否定 (BGH判例との差異)

ドイツ連邦通常裁判所 (BGH) のこれまでの判例では、検索エンジンは膨大なウェブページをインデックス化する性質上、すべてのページの適法性を事前に検証することは物理的に不可能であるという前提に立ち、検索プロバイダーは原則として法的責任から免除されてきた¹。例えば、オートコンプリート機能 (検索窓の予測変換) や画像検索のサムネイル表示に関する過去の裁判においても、プラットフォームはあくまで「間接的な干渉者 (indirect infringers)」として扱われ、権利侵害の明確な通知を受けて初めて対応義務が生じる (Notice and Takedown) のが通例であった¹⁰。

しかし、ミュンヘン地裁は、AI Overviews に対してこのBGHの法理を適用することを拒絶した。AIが独自のアルゴリズムに基づき、複数の情報を繋ぎ合わせて新たな文脈を創造している以上、それは単なる「情報の発見可能性 (findability) の提供」ではなく、「情報の積極的な生成 (active generation)」に該当するとの判断である³。Google自身がAIのアルゴリズムと提供方法に対して単独で影響力を持っている以上、その成果物に対する責任も同社が負うべきであるとされた⁸。

3.2 EUデジタルサービス法 (DSA) 第6条の適用排除

欧州におけるプラットフォーム保護のもう一つの強力な盾が、デジタルサービス法 (DSA) である。DSAの第6条 (従来のeコマース指令に由来するホスティングプロバイダーの免責規定) は、プラットフォームがユーザーのコンテンツを単にホスト (保存・伝送) しているだけであれば、違法な情報に対する責任を免除している²。

ミュンヘン地裁は、GoogleのAI OverviewsがDSAの保護対象となる「ホストプロバイダーの免責 (host provider protections)」を援用できないと判断した¹²。AIが提示する回答は、中立的なキャッシュや第三者情報の単なるインデックス化ではなく、Googleのビジネス活動の直接的な表現 (expression of Google's business activities) であると見なされたためである¹²。

法学的な観点から見れば、AIによる生成物は特定の間人が発信した言論ではなく、「アルゴリズムの計算結果 (result of an algorithm)」に過ぎない¹²。それゆえに、AIシステムを展開する企業 (Deployer) の自己の陳述として帰属させることが妥当であるという解釈が導き出された。また、裁判所はGoogleが自社のAIシステムをコントロールし、出力結果を事前にレビューするためのメカニズムを実装することが「技術的に可能であり、かつ合理的 (zumutbar)」であると判断した¹。

3.3 米国通信品位法第230条 (Section 230) への影響とグローバルな潮流

ドイツ国内の動向は、決して局所的な問題ではない。AIによる情報の再構成 (生成) が法的保護を剥奪されるという論理は、米国等の司法判断にも影響を与える可能性がある。

米国においてインターネット・プラットフォームを長年守り続けてきたのが、1996年通信品位法第230条 (Section 230 of the Communications Decency Act) である。同条は「双方向コンピュータサービスのプロバイダーまたはユーザーは、他の情報コンテンツプロバイダーが提供する情報のパブリッシャー (発行者) またはスピーカー (発言者) として扱われない」と規定しており、ユーザーが投稿した

名誉毀損や違法コンテンツについてプラットフォーム企業の責任を免除している。

しかし、米国の法学専門家や実務家の間では、AIが生成したテキストに対してSection 230の保護が適用されるかについて議論が続いている¹。ドイツのミュンヘン判決と同様の論理が米国でも適用された場合、生成AIは「情報コンテンツプロバイダー」とみなされる可能性がある¹。実際に、米国ではChatGPTが実在の法学教授をセクハラ疑惑のリストに虚偽掲載した事件などで名誉毀損訴訟が提起されており、Section 230の適用範囲が激しく争われている¹⁹。ミュンヘン判決は、こうしたグローバルな「AI責任追及」の潮流において、参考となる下級審判断の一つと言える。

4. 比較法学的考察：ドイツ国内におけるAI検索関連判例の分水嶺

ミュンヘン判決は重要であるが、ドイツ国内の他の裁判所においてもAI Overviewsを巡る訴訟が同時進行しており、事案の性質（依拠する法律）や事実関係によって全く異なる判断が下されている点は注目に値する。フランクフルト地方裁判所（2025年9月）とベルリン第2地方裁判所（2026年6月）の判決を詳細に比較することで、単純な勝敗比較ではなく、「人格権」「競争法」「商標法」という法領域別の責任認定の差と境界線がより鮮明に浮き彫りになる。

4.1 フランクフルト地方裁判所判決（2025年）：競争法上の「ゼロクリック」効果と文脈の治癒

2025年9月10日、フランクフルト地方裁判所（事件番号：2-06 O 271/25）は、医療団体（医師の連合体）が提起した独占禁止法・競争制限防止法（GWB）に基づく仮処分申請について判断を下した³。事案の詳細とゼロクリック効果：ユーザーが「陰茎拡大術（Penisverlängerung）」と検索した際、GoogleのAI Overviewsは「体内にある陰茎の一部を切断し、外側に移動させる」という医学的に誤った説明を検索結果の最上部に目立つ形で表示した³。原告である医療団体は、この誤った情報がユーザーの不安を煽り、結果として本来の正しい医療情報を提供する外部サイト（原告のサイト）へのクリック数を減少させる「ゼロクリック（Zero-Click）効果」を引き起こし、自社の営業を不当に妨害していると主張した³。原告は、Googleの検索市場における支配的地位を背景とした独占禁止法（GWB第19条）違反およびデジタル市場法（DMA）違反を根拠に、当該AI文言の差し止めを求めた。裁判所の判断：不当な妨害の可能性と文脈による免責 フランクフルト地裁は、Googleが検索市場において支配的な地位にあることを前提とし、AI Overviewsにおける客観的に虚偽の記述が、原則として他企業の事業に対する「不当な妨害（unfair hindrance / unbillige Behinderung）」を構成し得ると認定した³。誤解を招く医療情報の提示は重大なリスクを伴うと判示したのである³。

しかし、結論として、裁判所はこの個別のケースでの差し止め請求を棄却した³。その理由は、不当性の認定に必要となる利益衡量の結果、AIによる概要の「文脈全体」を読めば、平均的なユーザーは問題の誤った一文のみを独立した事実として鵜呑みにすることはないと判断されたためである。すなわち、周囲のコンテキストによって誤情報の悪影響が「治癒（healed）」されたと見なされ、法的に「不当」なレベルの妨害の閾値には達していないとされた³。

判決の意義：この判決は、結果的にGoogleが勝訴したものの、「誤ったAIサマリーは競争法違反の不当な妨害になり得る」という理論的枠組みを法廷で構築した点で重要である³。ミュンヘン判決が下される前の段階で、AI検索プロバイダーが虚偽情報によって責任を負う可能性を開いた事例と言える。

4.2 ベルリン第2地方裁判所判決（2026年）：商標権侵害における「商標的使

用」の否定

ミュンヘン判決からわずか数日後の2026年6月1日、ベルリン第2地方裁判所(事件番号:52 O 62/26 eV)は、ミュンヘンとは異なる文脈でGoogleに有利な判決を下した³。

事案の詳細: AIによる類似品への誘導 ある香水メーカーが、Googleを相手取り商標法(MarkenG)および不正競争防止法(UWG)に基づく仮処分を申請した。ユーザーが同社の商標登録された香水ブランド名を検索すると、AI Overviewsがその商標名を使用しつつ、同時に「香水の双子(Duftzwillinge / dupes: 安価な模倣品や類似品)」を販売する競合他社の製品へのリンク、スニペット、プレビュー画像を表示した。原告は、これがGoogle自身による商標権侵害であり、自社のブランド価値にフリーライドする不当な比較広告にあたることを主張した³。

裁判所の判断: 技術的インフラ論の維持 ベルリン地裁は、商標権侵害の成立に不可欠な「商標としての使用(markenmäßig benutzt)」の要件を満たしていないとして請求を全面的に棄却した³。裁判所の見解によれば、Googleは検索コンテンツを表示するための「技術的フレームワーク(Technical Infrastructure)」を提供しているに過ぎず、表示されたAIテキストはGoogle自身の商業的な発言(commercial speech)ではないとされた。通常に情報に通じたユーザーは、これを第三者のソースを要約した検索結果の新しいフォーマットとして認識するためである³。

さらに、不正競争防止法に基づく主張についても、香水メーカーと検索エンジン運営者の間に直接的な競争関係(Competitive Relationship)が存在しないとして退けられた。模倣品業者の売上に貢献したとしても、それは検索アルゴリズムの「反射的な結果(reflexartige Folge)」に過ぎないとした³。

法的批判と限界: 法曹界からは、この判決の論理に対する批判も存在する。Google自身が開発し、商業的な理由から検索結果の最上部に意図的に配置しているAI生成テキストについて、単なるインフラに過ぎないとみなすのは現実から乖離しているという指摘である³。しかし、この判決は商標法という特定の枠組みにおいて、検索プラットフォームとしての機能を重視した判断である。

4.3 判例から読み解く法的責任の境界線

これら3つの主要な下級審判断は、ドイツ法曹界においてもAI Overviewsの法的位置づけが一様ではないことを示している。以下の表は、各判決の法的性質を比較したものである。

裁判所(時期)	依拠する主要法体系	争点となった具体的な被害	判決の結論とGoogleの法的位置づけ
ミュンヘン第1地裁 (2026年5月)	人格権侵害・名誉毀損 (ドイツ民法 BGB)	ハルシネーションによる架空の詐欺疑惑と企業信用の失墜	原告勝訴(仮処分): AI回答はGoogleの「独自のコンテンツ」。直接的な侵害者として法的責任あり。
フランクフルト地裁 (2025年9月)	独占禁止法・競争制限防止法	誤った医療情報によるトラフィック低下(ゼ)	Google勝訴(実質は中間的): 理論上は不当な妨害になり

	(GWB)	ロクリック効果)	得るが、本件は文脈の全体性により回避された。
ベルリン第2地裁 (2026年6月)	商標法 (MarkenG)・ 不正競争防止法 (UWG)	商標名を利用した類似品(模倣品)への 不当な誘導	Google 勝訴(仮処分): AI回答は第三者情報の要約であり、Google自身による商業的商標使用ではない。

この比較分析から導き出されるのは、「ハルシネーションによって存在しない事実をゼロから創造し、特定個人や法人の名誉を直接的に毀損した場合(ミュンヘン判決)」においては、従来の技術的免責が適用されない可能性が高いという点である。一方で、既存の第三者情報の再構成であり、直接的な人格権侵害を伴わない場合(ベルリン判決)や、文脈によって誤解が解ける場合(フランクフルト判決)には、法領域の違いもあり、プラットフォーム保護法理が一定程度機能する余地が残されている。

5. メディア・パブリッシャーの経済的危機:「ゼロクリック」効果と競争法上の攻防

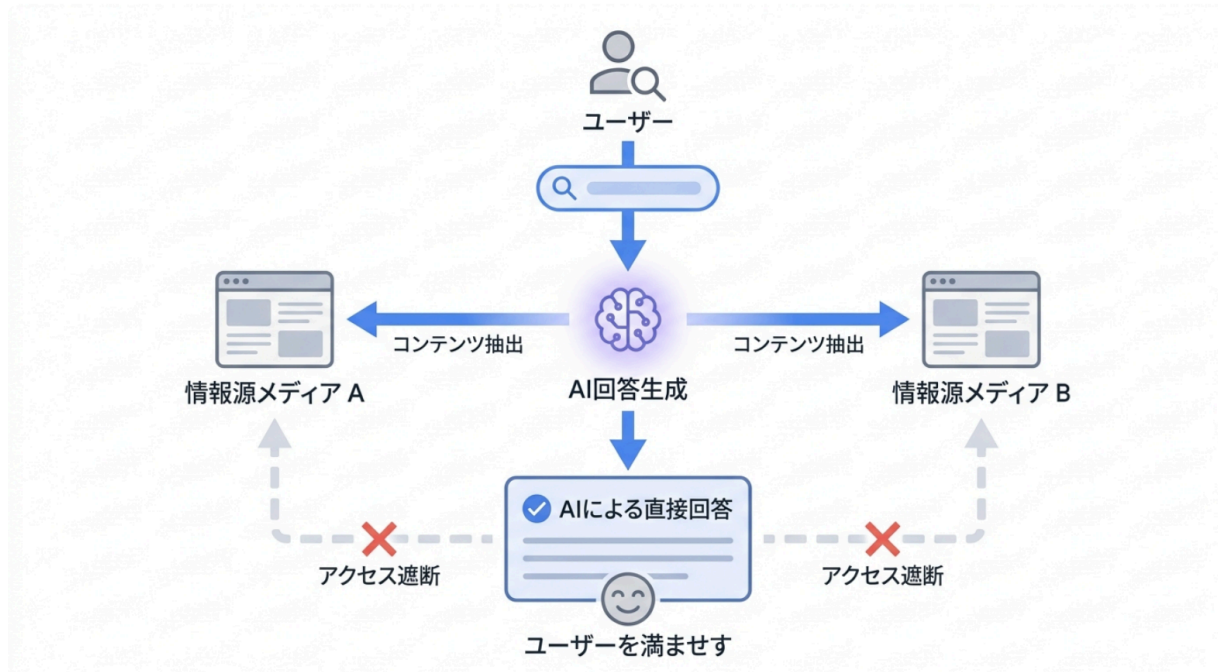
ミュンヘン判決の底流にあるのは、AI検索がもたらす情報の生態系(エコシステム)に対するパブリッシャー側の危機感である。検索エンジンが回答を自社のインターフェース上で直接生成することは、情報ソースを提供するメディアからトラフィックを奪い取る懸念を生んでいる。

5.1 トラフィック減少と広告モデルの崩壊的危機

Pew Researchの調査データによれば、Google検索のAI summaries(AIによる概要)内に引用されたリンクを実際にクリックするユーザーは「わずか1%」であるという結果が示されている。また、同調査では、伝統的な検索結果リンクへのクリック率について、AI summaryが表示された場合は8%に留まるのに対し、表示されなかった場合は15%とほぼ倍増することも確認されている。ユーザーの大半は、検索結果の最上部に表示されるAIの要約テキストを読んだだけで情報を得たと満足し、検索体験を終えてしまう傾向が見られる。

この行動変容は、ニュースメディアや独立系情報サイトにとって重大な影響を及ぼす。現代のウェブパブリッシャーの大部分は、検索エンジンからの流入トラフィックをディスプレイ広告のインプレッションやサブスクリプションの獲得機会に変換することで収益を得ている³。AIによって自社のビジネス基盤が侵食されているという構造的な危機感が、メディア業界全体に広がっている²⁶。

AI検索による「ゼロクリック効果」の構造



AI Overviews（生成AIによる回答）は、複数のパブリッシャーからコンテンツを抽出（スクレイピング）して回答を合成する。ユーザーは検索エンジンの画面上で情報収集を完結させるため、情報源であるパブリッシャーへのトラフィック（クリック）が遮断され、広告収益モデルが崩壊するリスクがある。

5.2 欧州パブリッシャー会議（EPC）の懸念と競争法の交錯

この経済的打撃に対し、メディア業界は集団的な反発を見せている。欧州の主要な出版社やメディア企業で構成される欧州パブリッシャー会議（European Publishers Council: EPC）は、欧州委員会（EC）に対し、Googleが欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第102条に違反して市場支配的地位を濫用しているとして、正式な競争法上の苦情を申し立てている。

彼らの主張は、GoogleのAI Overviewsが「トラフィック・キラー」として機能しており、支配的な市場シェアを利用して独立系メディアから読者と広告収入を奪っているというものである²⁷。フランクフルト地裁の判決³で示されたように、「AI検索によるトラフィックの不当な剥奪」が独占禁止法上の「不当な妨害」として認められるかどうか、今後の競争法上の大きな焦点となる。ミュンヘン判決は名誉毀損の文脈であるが、「AIの出力はGoogle自身のコンテンツである」と定義した点は、パブリッシャー側の「コンテンツの無断流用」という主張を補強する要素になり得る。

6. グローバルなAI訴訟の連鎖：著作権、商標権、名誉毀損を巡る法的包囲網

「検索機能としてのAI」に対する法的課題は、ドイツ国内にとどまらず、グローバルな規模で急速に広がっている。特に注目すべきは、Perplexity AIやGitHub Copilotなどに対する訴訟群、そして名誉毀

損を巡る個別事案である。

6.1 Perplexity AIに対する著作権・商標権侵害訴訟

検索拡張生成 (RAG) 技術を活用する Perplexity AI に対し、欧米の主要メディアが次々と訴訟を提起している。CNNをはじめ、ウォール・ストリート・ジャーナル (WSJ) を擁する Dow Jones、New York Post、New York Times などが、大規模な著作権侵害および商標権侵害訴訟を起こしている²⁹。メディア側の主張によれば、Perplexity はペイウォール (有料購読の壁) を回避して記事をほぼ逐語的にコピー (near-verbatim form) し、自社の AI 回答としてそのまま提供している³¹。これは、インプット段階のフェアユースが争われる訴訟とは異なり、「アウトプット (出力) の段階で直接的な代替品を提供している」という点で、競争阻害の要素が強いとされている³¹。さらに CNN の訴訟では、Perplexity が CNN とのライセンス契約交渉が決裂したにもかかわらず、自社の有料プランのプロモーションにおいて CNN のブランドを無断で使用したとして、商標権の侵害 (商業的虚偽表示) も主張されている³⁰。

6.2 GitHub Copilot とオープンソースソフトウェア訴訟

プログラミング領域においても同様の法的課題が噴出している。匿名のプログラマーらが、GitHub、Microsoft、および OpenAI を相手取り、ソースコードのオープンソースライセンス条件に違反して AI (Codex/Copilot) を訓練したとして、デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) 違反等を問う集団訴訟 (Doe v. GitHub, Inc.) を提起している²⁹。AI モデルが既存の知的財産を「消化」し「再構成」するプロセスにおける権利管理情報 (CMI) の扱いが争点となっており、現在控訴審等で審理が続いている²⁹。

6.3 幻覚による名誉毀損訴訟の増加

ドイツのミュンヘン判決と同様に、AI のハルシネーションによる名誉毀損訴訟や責任追及の動きは世界中で見られる。しかし、すべてのケースで AI 企業の責任が認められているわけではない。オーストラリアの市長が ChatGPT によって過去の贈賄事件で有罪判決を受けたと虚偽の出力をされた事件では、提訴に向けた警告が行われたものの、訴訟費用の懸念などからその後に取り下げられている。また、米国のラジオ司会者が AI に名誉を傷つけられたとして提訴した事件 (Walters v. OpenAI) においては、2025年5月にジョージア州の裁判所が、ChatGPT の出力に関する免責事項の存在や過失の欠如を理由に、OpenAI 側の略式判決 (Summary Judgment) の申し立てを認め、原告の請求を棄却した。

一方で、カナダの British Columbia Civil Resolution Tribunal (民事解決審判所) では、AirCanada のウェブサイトに導入された AI チャットボットが顧客に対して誤った割引運賃ポリシーを提示した事件において、航空会社側が「AI は独立した実体である」と主張して責任を逃れようとしたものの、同審判所がこれを退け、チャットボットの約束に対して企業が全責任を負うと判断を下している¹⁷。

これらの事例は、AI そのものが責任主体になるというより、AI を設計・運用・提供する企業に、出力内容に対する帰責が認められやすくなっている一方で、個別事案における過失の立証や免責事項の有効性が厳しく問われていることを示している。以下の表は、主要な訴訟事例の概要をまとめたものである。

対象企業・AIモデル	主な原告	争点となる法的領域	問題の核心
Google (AI)	Verlagshaus24 等	人格権侵害、名誉毀	幻覚による詐欺疑惑

Overviews)	(独)	損	のでっち上げと、仮処分における直接的責任の認定。
Perplexity AI	CNN, NYT, Dow Jones 等 (米)	著作権侵害、商標権侵害	RAGによるペイウォール回避、逐語的コピー、未承認のブランド利用。
GitHub Copilot / OpenAI	匿名プログラマー集団 (米)	オープンソースライセンス違反、DMCA違反	学習データからのクレジット表記削除、権利管理情報の剥奪。
AirCanada (Chatbot)	一般消費者 (加)	契約違反、消費者保護法	チャットボットが提示した誤った自社ポリシーに対する企業の履行責任 (BC民事解決審判所での判断)。
OpenAI (ChatGPT)	豪市長、米ラジオ司会者 等	名誉毀損 (Defamation)	実在の人物に関する虚偽の生成。豪市長の件は取下げ、米司会者の件 (Walters) は2025年5月にOpenAI勝訴で棄却。

7. 技術的・実務的インプリケーション: RAGの限界とコンプライアンスの未来

ミュンヘン判決のような司法判断が積み重なった場合、自社サービスに生成AIを組み込もうとする企業は、法的リスクを軽減するための技術的対応を迫られることになる。

7.1 検索エンジンのアーキテクチャとRAGの限界の露呈

現在のAI検索システムの多くは、ハルシネーションを抑制するためにRAG(検索拡張生成)技術を採用している³¹。しかし、ミュンヘン判決等で明らかになったように、ウェブ上の情報自体が汚染されていたり、同名の別企業に関する情報が混在していたりする場合、AIは文脈を誤解し「架空の物語 (False Narrative)」を構築してしまうリスクがある³。

企業側の開発チームは、単なるRAGの精度向上に頼るのではなく、情報の信頼性と論理的整合性を検証する「多層的なバリデーション・パイプライン」の導入が求められる¹³。さらに、医療情報や法務などセンシティブな検索クエリ(YMYL領域)に対しては、出力に対する強力な「ガードレール」の実装が必要となる²⁷。情報の検証可能性と追跡可能性(verifiability and traceability)の確保がより一層重要視される。

7.2 AI法(AI Act)と企業のコンプライアンスへの圧力

欧州連合では、包括的な法的枠組みであるAI法(EU AI Act)が2024年8月1日に発効し、段階的に施行されている。禁止AI行為やAIリテラシー義務は2025年2月、汎用AIシステム(GPAI)義務は2025年8月に適用が開始され、2026年8月に全面適用となるスケジュールである¹³。

デジタルサービス法(DSA)の下で「超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)」に指定されているプラットフォームは、虚偽情報による基本的人権への悪影響といった「システム上のリスク」を定期的に評価する法的な義務を負っている¹³。ミュンヘン判決のような司法動向は、企業に対して「自社の生成AI機能の出力リスクとパブリッシャーとしての責任」を再評価するよう促す契機となる¹³。Googleは本仮処分決定に対して控訴する意向を表明しているが、企業は法規制の進展に伴い、品質管理システムの再構築や出力制限の強化といった対応を継続的に模索することになるだろう。

8. 結論: AI生成コンテンツ時代の新たな情報秩序とプラットフォームの責任

検索エンジンは長らく、「世界の情報を整理し、アクセス可能にする」という使命の下、情報の「道案内」としての役割に徹することで、表現の自由の促進とプラットフォームビジネスの成長を両立させてきた。しかし、生成AIという技術の導入により、状況は変化しつつある。自ら情報を集め、評価し、要約し、そして断定的な独自の文脈を創造した瞬間に、法的な意味における「パブリッシャー(情報発信者)」としての責任を問われるリスクが高まっているのである。

司法が突きつけた現実論理的である。AIによる効率的な要約はユーザーに利便性をもたらす一方で、そのアルゴリズムが一度ハルシネーションを起こせば、企業の信用や個人の名誉を傷つける可能性がある。そして、少なくとも今回のような名誉毀損・人格権侵害のケースにおいては、その破壊行為の責任を「リンクを確認しなかったユーザーの怠慢」に転嫁することは許容されないとする判断が示された。

今後、Googleの控訴審の行方や、フランクフルト、ベルリンの異なる文脈で下された判例群が、上級審レベルでどのように統合され、洗練されていくかが注視される。この仮処分判断はあくまで下級審のものであり、控訴審・上級審で変更される可能性があるものの、AIを自社のコアプロダクトに統合する企業は、その出力結果に対する「編集責任」を問われるリスクを念頭に置く必要がある。

「AIの回答はGoogle自身の言葉である」——ミュンヘン地裁のこの仮処分判断は、AI検索の出力を検索事業者自身の陳述として評価し得ることを示した重要な下級審判断であり、今後の上級審判断や他国の議論に影響を与える可能性がある。アルゴリズムによる情報の自動生成に対し、AI開発企業へ「事実」と「個人の尊厳」に対する一定の責任を要求する、新たな議論の出発点となるだろう。

引用文献

1. German Court: Google Liable for AI Summaries, 6月 20, 2026にアクセス、<https://www.bankinfosecurity.com/german-court-google-liable-for-ai-summaries>

[-a-31955](#)

2. Is Google Now a Publisher? German Court Holds Google Liable for AI Answers, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.trendingtopics.eu/is-google-now-a-publisher-german-court-holds-google-liable-for-ai-answers/>
3. LG Frankfurt: Falschaussagen in KI Übersichten von Google, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.ra-plutte.de/lg-frankfurt-falschaussage-ki-uebersicht-google/>
4. LG Berlin II: KI-Suche und Markenbenutzung - Medienrecht | BEYER.LAW, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.beyer.law/2026/06/16/lg-berlin-ii-keine-markenbenutzung-bei-ki-suc-hergebnissen-von-google/>
5. German court holds Google liable for AI hallucination: Read the full decision here, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.transparencycoalition.ai/news/german-court-holds-google-liable-for-ai-hallucination-read-the-full-decision-here>
6. German Court Holds Google Liable For False AI Overview Answers, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.engadget.com/2191469/german-court-holds-google-liable-for-false-ai-overview-answers/>
7. Google is liable for AI results - kpw.law, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://kpw.law/en/google-is-liable-for-ai-results/>
8. Landmark German ruling declares Google's AI Overviews are Google's own words and makes it liable for false answers - The Decoder, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://the-decoder.com/landmark-german-ruling-declares-googles-ai-overview-s-are-googles-own-words-and-makes-it-liable-for-false-answers/>
9. Google is liable for its AI Overviews, German court rules - TNW, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://thenextweb.com/news/google-ai-overviews-german-court-liable>
10. Google pushes back against major Munich court ruling on allegations of false claims in AI Overviews, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.canadianlawyermag.com/news/international/google-pushes-back-against-major-munich-court-ruling-on-allegations-of-false-claims-in-ai-overview-s/394220>
11. Google appeals ruling that made it directly liable for AI-generated ..., 6月 20, 2026にアクセス、
<https://the-decoder.com/google-appeals-ruling-that-made-it-directly-liable-for-ai-generated-search-overview-content/>
12. Why a new court ruling against Google's AI Overviews could have far-reaching effects, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://indianexpress.com/article/technology/artificial-intelligence/why-court-ruling-g-google-ai-overviews-far-reaching-effects-10734974/>
13. German Court Spurs AI Search Liability Shift - AI CERTs News, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.aicerts.ai/news/german-court-spurs-ai-search-liability-shift/>
14. The German Court Ruling That Proves Google Is Responsible for Its AI's Invented Claims (26 O 869/26) - Gemini API, 6月 20, 2026にアクセス、

- <https://discuss.ai.google.dev/t/the-german-court-ruling-that-proves-google-is-responsible-for-its-ai-s-invented-claims-26-o-869-26/171153>
15. ドイツの画期的な司法判断で、GoogleのAI OverviewsはGoogle自身の言葉だと明言され、誤った回答についてGoogleの責任が問われることになった : r/technology - Reddit, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.reddit.com/r/technology/comments/1u2jt3g/landmark_german_ruling_declares_googles_ai/?tl=ja
 16. Google検索のAIまとめ、誤っていた場合の責任は「Googleにあり」。ドイツで画期的判決, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/yajiuma/2116652.html>
 17. Landmark German ruling declares Google's AI Overviews are Google's own words and makes it liable for false answers - NVIDIA Developer Forums, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://forums.developer.nvidia.com/t/landmark-german-ruling-declares-googles-ai-overviews-are-googles-own-words-and-makes-it-liable-for-false-answers/372777>
 18. 26 March: AI-generated content and DSA enforcement: who is accountable?, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.disinfo.eu/26-march-ai-generated-content-and-dsa-enforcement-who-is-accountable/>
 19. Who Gets Sued When the AI Agent Lies About You - Everything-PR, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://everything-pr.com/who-gets-sued-when-the-ai-agent-lies-about-you>
 20. NOTE Risks Not Assumed: Against The Application of Assumption of Risk to Harms Caused by Artificial Intelligence - UC Davis Law Review, 6月 20, 2026にアクセス、
https://lawreview.law.ucdavis.edu/sites/g/files/dgvnsk15026/files/2026-06/59-5_C_hamberlain.pdf
 21. Google's AI Overviews Are Now Google's Words, and That Changes Who Answers for the Machine —The Source Code | Global Tech, AI & Startup Coverage, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.the-sourcecode.com/ai-tech/google-ai-overviews-german-court-liability>
 22. LG Frankfurt a.M., Az. 2-06 O 271/25, Urteil vom 10.09.2025, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://rewis.io/urteile/urteil/qhv-10-09-2025-2-06-o-27125/>
 23. LG Berlin: Keine Haftung von Google für AI Overviews - Kanzlei Plutte, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.ra-plutte.de/lg-berlin-keine-markenmaessige-benutzung-durch-ai-overviews/>
 24. From Berlin with caution: AI and the blurred lines of trade mark use - Fairbridges Attorneys, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://fairbridges.co.za/from-berlin-with-caution-ai-and-the-blurred-lines-of-trade-mark-use/>
 25. BECKMANN UND NORDA - Rechtsanwälte Bielefeld | Artikel mit, 6月 20, 2026にアクセス、

- <https://www.beckmannundnorda.de/serendipity/index.php?/plugin/tag/LG+Berlin>
26. The Open Future and its Enemies. How we can protect free society from AI dictatorship, 6月 20, 2026にアクセス、
https://feps-europe.eu/wp-content/uploads/2026/04/FEPS_Open-Future_001-224_v6_ONLINE-1.pdf
 27. German ruling holds Google liable for AI Overview results - Silicon Republic, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.siliconrepublic.com/business/german-ruling-holds-google-liable-for-ai-overview-results>
 28. The Digital Services Act Could Kill AI Overviews in the EU and Damage American Companies - R Street Institute, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.rstreet.org/commentary/the-digital-services-act-could-kill-ai-overviews-in-the-eu-and-damage-american-companies/>
 29. Case Tracker: Artificial Intelligence, Copyrights and Class Actions | BakerHostetler, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.bakerlaw.com/services/artificial-intelligence-ai/case-tracker-artificial-intelligence-copyrights-and-class-actions/>
 30. How CNN's Copyright Infringement Lawsuit Against Perplexity AI Could Alter the Fair-Use Landscape, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.jdsupra.com/legalnews/how-cnn-s-copyright-infringement-3817959/>
 31. AI Copyright Lawsuit Developments in 2025: A Year in Review, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://copyrightalliance.org/ai-copyright-lawsuit-developments-2025/>
 32. 1 UNITED STATES DISTRICT COURT SOUTHERN DISTRICT OF NEW YORK
ENCYCLOPÆDIA BRITANNICA, INC., and MERRIAM-WEBSTER, INC., Plaintiff -
Susman Godfrey L.L.P., 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.susmangodfrey.com/wp-content/uploads/2025/09/Britannica-v.-Perplexity-Complaint.pdf>
 33. The CNN-Perplexity Lawsuit Is Not Just Another AI Copyright Case, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://datainnovation.org/2026/06/the-cnn-perplexity-lawsuit-is-not-just-another-ai-copyright-case/>
 34. CNN sues Perplexity alleging 'massive' copyright infringement - SiliconANGLE, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://siliconangle.com/2026/05/28/cnn-sues-perplexity-alleging-massive-copyright-infringement/>
 35. Doe v. GitHub, Inc. - BakerHostetler, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.bakerlaw.com/the-copilot-litigation/>
 36. Top Noteworthy Copyright Stories from February 2026, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://copyrightalliance.org/copyright-stories-february-2026/>
 37. German Court Rules Google Directly Liable for False AI Overview Answers, Strips Search Safe Harbors - MLQ.ai, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://mlq.ai/news/german-court-rules-google-directly-liable-for-false-ai-overview-answers-strips-search-safe-harbors/>
 38. Liability of Online Platforms in Defamation Cases - JIPITEC, 6月 20, 2026にアクセス

ス、<https://www.jipitec.eu/jipitec/article/download/440/439/2212>